

国民スポーツ大会第47回東海ブロック大会 宿泊・弁当業務委託に係るプロポーザル募集要項

1 趣 旨

国民スポーツ大会第47回東海ブロック大会参加選手等の宿泊・弁当に関する業務の受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 委託業務名

国民スポーツ大会第47回東海ブロック大会 宿泊・弁当業務

3 業務の内容

別紙1「国民スポーツ大会第47回東海ブロック大会 宿泊・弁当業務委託に係る仕様書」のとおり。

4 委託期間

委託協定締結日から令和8年9月11日(金)まで

5 委託料

宿泊・弁当業務に係る経費は、受託者が宿泊施設及び弁当業者から得る手数料により賄うものとする。

6 参加資格

この手続きに参加できる者は、単独の個人若しくは法人、又は共同企業体とし、それぞれ次の要件に該当するものとする。

(1) 単独の個人又は法人の場合

- ア 岐阜県内に本店、支店又は営業所等を有する者であること。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- ウ この手続きの開始の日から企画提案書の提出日までの間において、岐阜県から、入札参加資格（指名）停止を受けていない者であること。
- エ この手続きの開始の日から企画提案書の提出日までの間において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- オ この手続きにおいて、単独の個人若しくは法人又は他の共同企業体の構成員として、重複して参加していない者であること。
- カ 旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づく第1種又は第2種旅行業者登録を受けている者であること。
- キ 同種同規模の全国大会等において大規模の団体客を同一機会に配宿等した実績があること。

(2) 共同企業体の場合

- ア 共同企業体の構成員のいずれもが（1）イからオまでの要件を満たしている者であること。
- イ 共同企業体の構成員のいずれかが（1）ア、カ及びキの要件を満たしている者であること。

7 質問受付及び回答

本書及び作成要領について質問がある場合の手続きについては、以下のとおりとする。

- （1）受付方法 「国民スポーツ大会第47回東海ブロック大会 宿泊・弁当業務委託に係る質問書」（様式第1号）を作成し、電子メールにより提出すること。
電子メールの件名は、「国スポ東海ブロック大会宿泊等業務質問書」とすること。
- （2）提出期限 令和7年12月23日(火) 17時（必着）
- （3）提出場所 下記「13 提出先及び問合せ先」のとおり
- （4）回 答 令和7年12月26日(金)までに、参加者全員に質問内容及び回答を電子メールで送信する。

(5) その他 質疑応答内容は、そのまま実施要項等の追加及び更新とみなす。また、質問は当該業務に係る条件や応募手続きに関する事項に限るものとし、他の事業者からの提案状況や企画内容等に関する質問は受け付けない。

8 参加申込

- (1) 提出書類
- ・「国民スポーツ大会第47回東海ブロック大会宿泊・弁当業務委託に係るプロポーザル募集参加申込書」（様式第2号）
 - ・「国民スポーツ大会第47回東海ブロック大会宿泊・弁当業務委託に係るプロポーザル募集参加資格確認書」（様式第3号）
 - ・商業・法人登記簿謄本又は納税証明書等、岐阜県内に本店、支店又は営業所等があることを証明できる書類（様式第3号添付）
- (2) 提出部数 各1部
- (3) 提出期限 令和8年1月9日（金）17時（必着）
- (4) 提出場所 下記「13 提出先及び問合せ先」のとおり
- (5) 提出方法 電子メール（郵送も可）
電子メールの件名は「国スポ東海ブロック大会宿泊等業務委託参加申込書」とすること。

9 企画提案書の作成

- (1) 提出書類 「国民スポーツ大会第47回東海ブロック大会における宿泊・弁当委託業務に係る企画提案書」（様式任意）
- (2) 提出部数 6部（正本1部、副本5部）
- (3) 提出期限 令和8年1月21日（水）17時（必着）※但し休館日は除く。
- (4) 提出場所 下記「13 提出先及び問合せ先」のとおり
- (5) 提出方法 持参または郵送（書留郵便に限る）による。
持参による提出の受付時間は、平日（土曜、日曜、祝日及び休館日を除く）の9時から17時までとする。
- (6) その他 作成にあたっては、別紙2「国民スポーツ大会第47回東海ブロック大会宿泊・弁当業務委託に係る企画提案書作成要領」を参照すること。

10 委託業者の選定方法等

(1) 審査方法

別紙3「国民スポーツ大会第47回東海ブロック大会宿泊・弁当業務委託に係る企画提案審査要領」により、申請団体より提出された申請書類をもとに審査を行う。

(2) 最優秀提案者の選定

- ・各評価項目について、提出書類内容の評価を行い、選考委員が評価・採点し、各選考委員の順位点の合計が最も高い提案者を最優秀提案者として選定する。なお、総評価点の6割を基準点とし、基準点を満たさない提案者は選定の対象としない。
- ・提案者が1名のみの場合、評価の結果においてこの要領に定める基準点を満たすときは、当該応募者を最優秀提案者とする。基準点に満たない場合は、再度募集を実施する。

(3) 結果の通知

審査結果は、採用、不採用に関わらず、令和8年1月23日（金）までに書面により通知する。
なお、審査結果に対する異議は受け付けない。

11 委託協定の締結

公益財団法人岐阜県スポーツ協会は選定した優秀提案者と協議し、業務委託に係わる仕様書の内容を確定させたうえで、契約を締結する。仕様書の内容は、提案された内容を基本とする。

なお、当初協議により仕様書の内容について調整が困難となった場合には、審査結果において評価点が次点に高い提案者と協議を行う。

12 その他

- (1) この手続きの参加に要する全ての費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出された書類は、必要に応じ事務局において複写できることとする。
- (4) 企画提案書の提出前であれば、辞退届（様式任意）の提出により、辞退することができる。

13 提出先及び問合せ先

〒502-0817

岐阜市長良福光大野2675-28 岐阜メモリアルセンター内

公益財団法人岐阜県スポーツ協会スポーツ推進課 担当：小田、粥川

電話：058-297-2567 FAX：058-297-2568

メール：info@gifu-sports.org